

採用 Q & A

Q 参議院法制局の職員は国家公務員ですか？

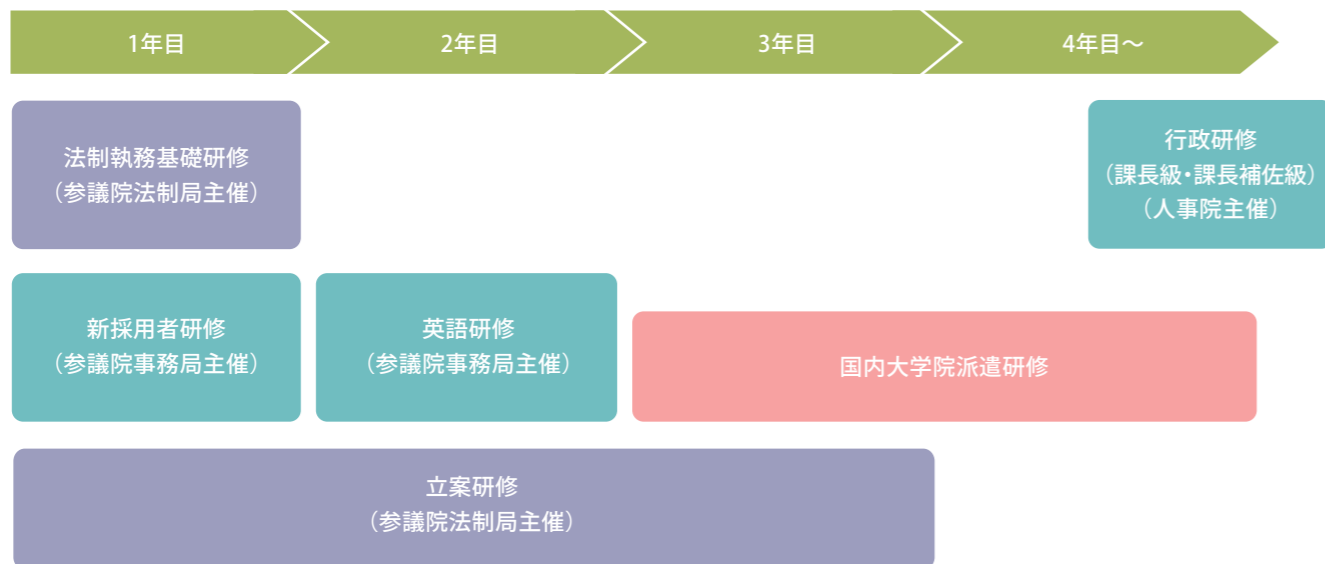
A 参議院法制局の職員は国会職員という特別職の国家公務員です。給料については中央省庁の国家公務員の総合職試験採用者と同等であり、休暇等についても中央省庁の国家公務員と同様に整備されています。

Q 大学等では、条文の書き方のようなものは勉強しませんでしたか、大丈夫でしょうか。

A 現職の職員の多くが、学生時代には、条文の書き方や法律案の立案の仕方についての知識があったわけではありません。業務に必要な知識は、入局後に、各種研修、OJTなどを通じて培っていきます。

Q 研修制度にはどのようなものがありますか。

A 主な研修については、下記の図のとおりです。

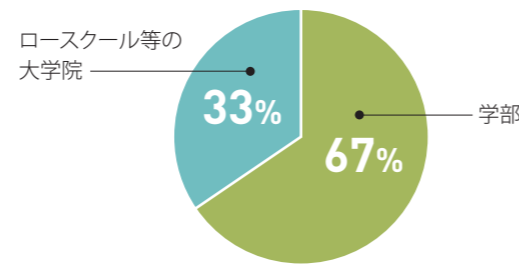


- **法制執務基礎研修:** 立案業務の流れや法律の基本構造など、参議院法制局職員として身に付けておくべき基本的な知識・技術についての研修です。
- **新採用者研修:** 国会職員としての職業生活を始めるに当たり、職務上必要な基礎知識、心構え等を学びます。
- **立案研修:** 入局3年目までの職員を中心として構成される数人単位のグループで、経験豊富な先輩職員の指導の下、議員からの依頼を想定して一連の立案作業のシミュレーションを行います。通常国会閉会后、3週間程度の期間で実施されます。

Q ロースクール(法科大学院)を修了していた方が採用に有利なのでしょうか？

A 採用には、ロースクール(法科大学院)を修了しているかどうかは、一切関係ありません。総合職試験の内容も、学部生に不利にならない内容としています。

■ 課長補佐級以下の職員(新卒採用)の出身
(令和6年10月1日時点)



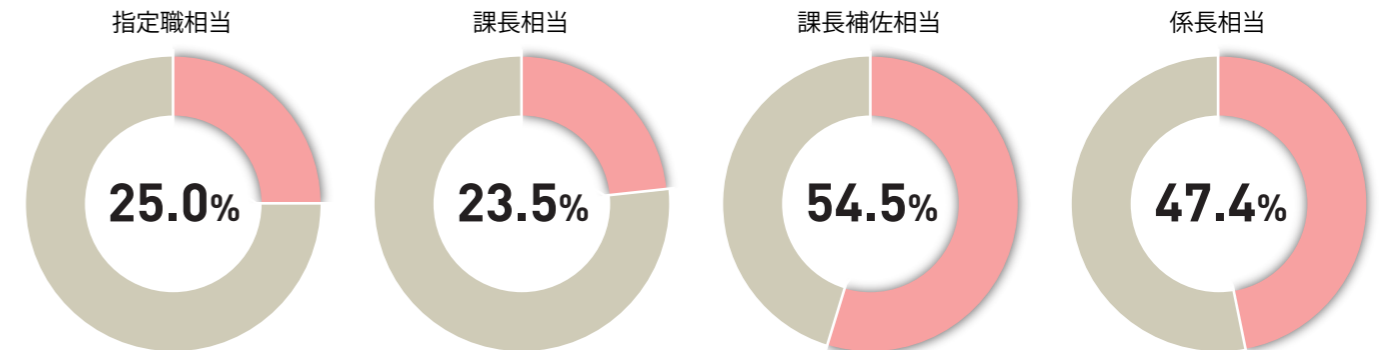
Q 残業は多いのでしょうか？

A 国会開会中は、残業が必要になるなど忙しい日もありますが、中央省庁における国会議員からの質疑通告待ちの待機による残業や予算当局からの呼出しに備えるための待機による残業のようなものはほとんどありません。また、閉会中は比較的業務が落ち着いていることが多いため、残業もあまりありません。その期間に長めの休暇を取得し、次国会に向けてリフレッシュする職員も多くいます。

Q 女性にとって働きやすい職場ですか？

A 参議院法制局は、職員として活躍するに当たって性別は関係なく、女性職員が能力を十分に発揮して活躍することが重要だと考えており、女性であることによる配置や業務の偏り等は一切ないのはもちろんのこと、妊娠・出産・育児等の状況に応じ不安なく業務を継続できるよう十分に配慮しています。

■ 役職別の女性職員の割合(令和6年1月1日時点)



Q 仕事と生活のどちらも大切にしたい働き方はできますか？

A 中央省庁の国家公務員同様、職員の出産・育児を支える制度〔産前休暇・産後休暇、育児休業(子が3歳になるまで)、子の看護休暇(年5日又は10日)、育児短時間勤務(子が小学校に入学するまで)など〕が整備されています。性別にかかわらず、多くの職員がこれらの制度を利用しながら働いており、ここ10年間で結婚・出産・育児を契機として退職した職員はおりません。令和4年4月1日～令和6年3月31日までの育児休業取得率は100%です。また、フレックスタイム制やテレワークを導入しており、全ての職員がワークライフバランスの実現のために利用することができます。

Q 参議院法制局についてもっと知りたいのですが…

A 参議院法制局では、業務説明会(対面・オンライン)を随時実施しています。業務説明会では、実際の立案の経験談などを交えて、より深く参議院法制局の魅力をお伝えします。あわせて、職場見学も行いますので、リアルな職場の雰囲気も感じていただけたと思います。また、個別相談/OB・OG訪問(対面・オンライン)は年間を通して受け付けています。業務説明会への参加が難しい方はもちろん、職員とざっくばらんに話したい方にもおすすめです。対応する職員の希望(年次、性別、同じ大学のOB・OG等)についても、可能な限り対応いたします。申込み方法等の詳細は、参議院法制局HPをご確認ください。